資　料	2

多子世帯紙おむつ等育児用品支給事業について

１．概要

県の「多子世帯応援クーポン助成事業*」を活用した市町村事業として実施するもので、第３子以降が生まれた世帯を対象として、産後初期に必要な紙おむつ等の育児用品を自宅まで配送する取り組みです。

２．事業の内容

(1) 対象児童　第３子以降で、かつ、生後６か月に達するまでの児童

(2) 支給品目　おむつ、おしりふき、哺乳瓶、ソープ等の育児用品

※　5,000円分の育児用品をセットにして、４セット分を支給

※　食品関係は、賞味期限や異物混入の問題があるため除外

(3) 支給限度額　２万円（5,000円分×４セット）

(4) 総事業費　160万円（２万円×80人（第３子以降の出生者見込数）＝160万円）

イメージ図

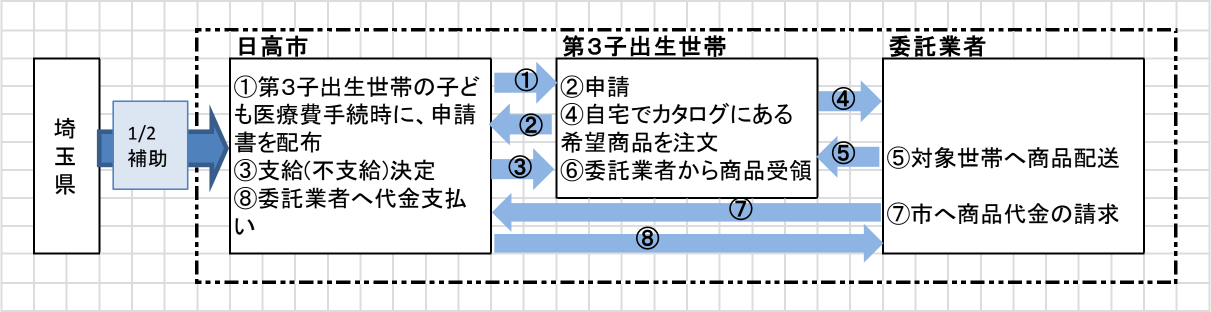

＊　多子世帯応援クーポン助成事業

・県　事　業　　県内の第３子以降が生まれた世帯に対し、子育て支援サービス等を利用できる「３キュー子育てチケット」（３年間で５万円）を埼玉県として配布する。
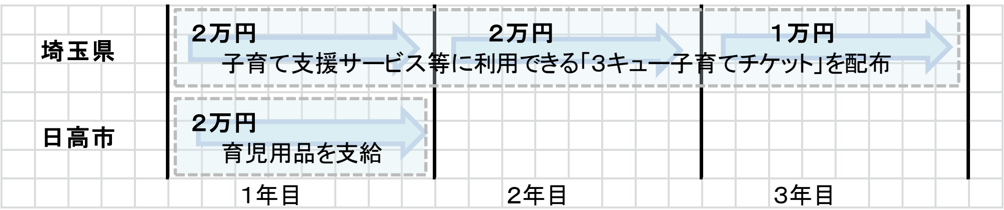
・市町村事業　　市町村が独自に実施する第３子以降を対象とする給付事業に対し、県が事業費の２分の１を助成する。